

蟹江町まちづくり推進事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の自主的な活動を通して住みよい地域社会づくりと生き生きとしたまちづくりを推進していくために行う事業に対し、予算の範囲内において交付する蟹江町まちづくり推進事業交付金（以下「交付金」という。）について、蟹江町補助金等交付要綱（昭和53年蟹江町要綱第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 この交付金の交付対象団体は、小学校区及び町内会を単位とした組織（以下「小学校区等」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 この交付金の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、小学校区等が行う事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 清掃美化、花いっぱい運動等地域の生活環境を改善し、住みよい地域社会をつくるために実施する事業
- (2) 講演会、研修会等地域のまちづくりに関する意識の高揚及び人材育成を図るために実施する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、住民の地域連帯感の醸成を図るための事業として町長が認めたもの

(交付対象経費)

第4条 この交付金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に直接要する経費のうち、別表に定めるものとする。ただし、次に掲げる経費は、対象としない。

- (1) 小学校区等の事務所等を維持するための経費
- (2) 小学校区等の経常的な活動に要する経費
- (3) 食糧費（打合せ時における飲食費を含む。）
- (4) 交際費及びこれに類するもの
- (5) 景品、記念品等の購入費

(交付金の額)

第5条 この交付金の額は、交付対象経費の4分の3に相当する額と小学校区等に属する世帯数に300円を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とし、100円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。

2 小学校区等が同一年度内に2以上の事業を実施する場合は、小学校区等

に属する世帯数に300円を乗じて得た額を当該年度における交付金の額の上
限とする。

3 町長は、当該年度の交付金の総額が予算額を超える場合は、予算額の範
囲内で調整するものとする。

(交付申請)

第6条 この交付金の交付を受けようとする小学校区等は、事業に着手する
14日前までに蟹江町まちづくり推進事業交付金交付申請書(様式第1号)
に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による交付金の申請があったときは、その内容を
審査の上、適正であると認めたときは、蟹江町まちづくり推進事業交付金交
付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、審査の結果、交付金を交付しないと決定したときは、蟹江町まち
づくり推進事業交付金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に
通知するものとする。

(交付対象事業の変更)

第8条 交付金の交付決定を受けた小学校区等(以下「交付決定小学校区等」
という。)は、事業内容の変更(軽微なものを除く。)を行おうとするとき
は、蟹江町まちづくり推進事業交付金事業変更申請書(様式第6号)を提
出し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、蟹江町まち
づくり推進事業交付金変更交付決定通知書(様式第7号)により申請者に
通知するものとする。

(交付対象事業の中止)

第9条 交付決定小学校区等は、事業を中止するときは、蟹江町まちづくり
推進事業交付金事業中止届出書(様式第8号)を町長に提出しなければな
らない。

2 交付決定小学校区等は、事業を中止する理由が天災等のやむを得ない事
情による場合においては、当該事業の準備、後始末等に要した必要経費に
ついて、次条に規定する実績報告を経て、第12条の規定に基づき交付金の
請求をすることができる。

(実績報告)

第10条 交付決定小学校区等は、交付対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、蟹江町まちづくり推進事業交付金事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第10号）
- (2) 事業収支決算書（様式第11号）
- (3) 記録写真その他の交付対象事業の実施内容が確認できる資料
- (4) 領収書その他の収支決算書に記載した交付対象経費に係る支出の内容が確認できる資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（交付金の額の確定）

第11条 町長は、前条の実績報告に基づき交付金の額を確定し、蟹江町まちづくり推進事業交付金交付額確定通知書（様式第12号）により交付決定小学校区等に通知するものとする。

（交付金の請求）

第12条 前条の規定による交付金の交付額確定を受けた小学校区等が交付金の請求をしようとするときは、蟹江町まちづくり推進事業交付金請求書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

（交付金の返還）

第13条 町長は、交付金の交付を受けた小学校区等が次に掲げる事項に該当することが判明したときは、交付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽り又は不正の手段により、交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を交付対象事業以外又は交付対象経費以外に使用したとき。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行し、同年8月15日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

費 目	内 容
報償費	講演会等の講師謝礼や調査・研究等を専門家へ依頼した場合の謝礼等
旅費	交通費等
需用費	消耗品費、材料費（食材は除く。）、印刷製本費、写真現像代等
役務費	保険料、郵便料、通訳料等
委託料	会場設営委託料、会場等警備委託料
使用料及び 賃借料	会場使用料、車両・機器等の賃借料等
備品購入費	交付対象事業に必要な不可欠な備品の購入費
その他	上記以外の経費で事業の特性から町長が適当と認めるもの